



丹篠経第100号
令和元年9月20日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 國里 修久 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
上下水道部 経営企画課、上水道課、下水道課
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）
- 3 監査の期間
平成29年10月2日～平成30年3月19日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	平成30年3月19日 監査結果報告
対象監査	平成29年度 定期監査
対象部署等	上下水道部経営企画課
対象事項	指-①下水道使用料にかかる延滞金の徴収について
指摘内容	下水道使用料の延滞金について、篠山市督促手数料及び延滞金徴収条例第2条、第3条の規定による処理がされていないことから、公平性の確保等の観点からも条例の規定に基づき適正に処理されたい。
改善措置 通知日	令和元年9月20日 改善措置通知
改善措置内容	下水道使用料の延滞金を発生させないために、広報を利用した納期内納付を啓発するとともに、滞納の長期化や滞納額の増加にならないように早期の納付催告に取り組んでいます。特に、給水停止の対象となる使用者には滞納にならないよう、また滞納額が増えないように粘り強い交渉を行うとともに、滞納になる生活実態を聞き取ることによって実情を確認し、延滞金の取扱いについて適切に手続きを進めています。
改善措置 公表日	令和元年10月15日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成30年3月19日 監査結果報告
対象監査	平成29年度 定期監査
対象部署等	上下水道部経営企画課
対象事項	意-①篠山市水道事業経営戦略及び篠山市下水道事業経営戦略の推進について
指摘内容	<p>水道事業の経営状況については、人口減少社会の到来や節水型器具の性能向上などにより有収水量や給水収益が減少している。また、水源開発や水道施設整備などの大型事業を行ったことから企業債の支払利息や減価償却費などの固定的な経費も高い水準にある。</p> <p>下水道事業についても使用料収入の増加は見込みにくく、地方債残高は減少傾向にあるものの、平成28年度末では274億円となっており、元利償還金の返済が大きな負担となっている。</p> <p>このような厳しい経営状況が続く中で、平成29年2月に策定された経営戦略の着実な進行管理により、資金の確保や施設の統廃合などによる経費の削減を実施し、経営の安定化に努められたい。</p>
改善措置通知日	令和元年9月20日 改善措置通知
改善措置内容	<p>平成28年度に策定した経営戦略において、水道事業で計画していた畑井浄水場の統廃合計画を見直した内容で今年度完成予定のもと進めており、今後は小坂浄水場の廃止を残すのみとなりました。また、下水道事業では、今年度より宇土・岩崎地区の農業集落排水処理場を廃止し、公共下水道事業の住吉浄化センターへ統合しました。</p> <p>現在稼働中の施設は、可能な限り延命策を講じることで施設の有効利用と費用の抑制を図りながら、計画的に統廃合を進めていきます。</p> <p>本年度より下水道事業に地方公営企業法の適用をしたことから、新たな経営戦略を策定する必要が生じており、その準備を進めています。また、水道事業も策定から3年目を迎え、進行管理を行いながら内容の精査と見直しを予定しています。</p> <p>人口減少による使用料収入の減少は今後の経営に与える影響も大きく、厳しい事業経営になることが予測されるところ、経営戦略の定期的な見直しと進行管理に努めていきます。</p>
改善措置公表日	令和元年10月15日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	平成30年3月19日 監査結果報告
対象監査	平成29年度 定期監査
対象部署等	上下水道部上水道課
対象事項	意-①有収率の向上について
指摘内容	有収率は、これまで実施してきた老朽管布設替工事や漏水調査等の対策強化を行った結果、平成28年度は86.4%で前年度に比べ0.5ポイント改善されている。効率的な事業運営を行うためには有収率の向上は欠かせないことであることから、引き続き計画的な漏水調査や老朽管の布設替え等に取り組まれない。
改善措置 通知日	令和元年9月20日 改善措置通知
改善措置内容	管路更新計画による配水管更新工事や配水区域ごとの夜間最少流量の監視による漏水発見に努めましたが平成30年度において有収水量は1.0ポイント悪化し85.7%となりました。 今後も管路更新計画に基づき効果的な配水管更新工事を進めるとともに、夜間の最少流量の監視や市民からの漏水通報等の協力を得ながら有収率の向上に務めます。
改善措置 公表日	令和元年10月15日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成30年3月19日 監査結果報告
対象監査	平成29年度 定期監査
対象部署等	上下水道部下水道課
対象事項	意-①水洗化率の向上について
指摘内容	平成28年度末の水洗化率は94.2%で対前年度比0.6%増となっているが、総合計画の平成28年度目標数値の94.0%を下回っている処理区が13処理区ある。下水道への接続については、一人暮らしの高齢者や経済的理由等により困難な状況もあるが、今後も引き続き、し尿収集時に下水道への接続を奨励するとともに、水洗化への啓発を行う等、水洗化率の向上に一層の努力をされたい。
改善措置通知日	令和元年9月20日 改善措置通知
改善措置内容	平成29年度末水洗化率は94.7%（対前年度比0.5%増（平成29年度目標値94.3%））となりました。引き続き水洗化率向上を図るため、し尿収集時に下水道への接続啓発を行った結果、平成30年度において10件の下水道接続による水洗化を実施することができました。
改善措置公表日	令和元年10月15日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	平成30年3月19日 監査結果報告
対象監査	平成29年度 定期監査
対象部署等	上下水道部下水道課
対象事項	意-②不明水対策について
指摘内容	汚水管路の老朽化による継手不良等により、本来は汚水管路に入るはずのない地下水や雨水の侵入が発生し、送水ポンプの能力を超えた流入量による水没や活性汚泥の公共水域への流出の他、有収水量の低下にも影響を及ぼすことが想定される。今後も不明水流入経路の解明と計画的な管路の改築について引き続き取り組まれない。
改善措置 通知日	令和元年9月20日 改善措置通知
改善措置内容	管路施設の不明水対策・中継ポンプ施設の計画的更新などを図るため、令和元年度において管路施設のストックマネジメント計画策定に取り組んでおり、処理施設と合わせてストックマネジメント計画の事業認可を得て、平成2年度より5か年計画で不明水対策及び管路施設の改築を実施する予定です。
改善措置 公表日	令和元年10月15日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。